

失語症者向け 意思疎通支援事業とは 成り立ちと概要の説明

東京都言語聴覚士会
失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会

失語症者の会話の支援



失語症になると、生活のあらゆる場面で、意思の伝達が難しくなります。
失語症の症状や対応を理解して 会話の支援ができる 相手が必要になります。

障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①			
○ 現行の意思疎通支援は、主に障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。			
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
視覚障害 (約52万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさなどに関する調査」	・代筆者、代読者の養成及び派遣 ・点訳・朗読ボランティアの養成及び派遣 ・点字ディスプレイ、拡大読書機、ディスプレイ設置、大活字図書など日常生活用具の給付 ・移動支援事業 ・補助犬(盲導犬)の育成	・居宅介護：家事援助の中で代読・代筆を実施(同行支援：移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)) ・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり ・自立訓練(機能訓練)：多行訓練、点字読み書き等の訓練加算あり ・就労移行支援(養成施設)：あんまマッサージ指師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習加算あり	・盲人安全つえ、眼鏡など補装具の給付 ・視覚障害者情報提供施設(点字図書)の運営 ・視覚障害者用図書事業の実施(日本点字図書館、日本ライブラハウス、日本盲人会連合が委託) ・視覚障害者用図書情報ネットワーク「サビエ」の運営
聴覚障害 (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさなどに関する調査」	・手話通訳者、要約記者等の養成及び派遣 ・ファクス、情報受信装置など日常生活用具の給付 ・字幕入り映像ライブラリー事業の実施 ・補助犬(聴導犬)の育成	・居宅介護(家事援助)：ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を実施(ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある) ・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり	・補聴器など補装具の給付 ・聴覚障害者情報提供施設の運営 ・手話通訳者現任研修の実施(全国手話研修センターが委託)
盲ろう (約1.4万人) H24.10.31時点 「盲ろう者に係る意思疎通調査」	・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣 ・点字ディスプレイなど日常生活用具の給付	・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行支援などが利用可能であるが、事業者が盲ろう者に対応したコミュニケーション技術を習得している従事者が少ないため、利用は低調	・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 ・止帯の視覚障害者向け、聴覚障害者向けの事業の利用も可能

障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について②			
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
失語症 (約20～50万人) H26.3.31時点 「失語症会話パートナー事業」等、実施例あり	・会話支援者の養成及び派遣 (「失語症会話パートナー事業」等、実施例あり)	・多くは身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能(言語障害の場合、右片麻痺という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための技術が必要)	
ALS等(構音障害+運動障害) (ALS患者 約9千人) H26.3.31時点 「厚生行政報告例」	・入院時、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一環として実施	・重度意思伝達装置など補装具の給付
総合支援法の対象となっている難病患者		・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、障害特性に応じた意思疎通の支援(※)も各めたサービス提供が行われている。	・トーンングアイト、VOCAなどの専用会話補助装置や意思疎通支援のためのスマートフォン向けアプリケーションの開発を支援
知的障害 (約55万人)H17.11.1時点 「知的障害児(者)基礎調査」			
発達障害 (小学生の8.5%程度)H25.5.1時点 「文部科学省調査」		※ルビの振り方、文章の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に挿入するなど、文字情報を伝達する際の配慮など	
高次脳機能障害 (約27万人) H13-1H17調査「高次脳機能障害支援モデル事業」			
精神障害 (約320万人)H23.10.1時点 「患者調査」			

意思疎通支援が必要な者の状況等 ～失語症者

<p>① 失語症者の数 2.0万～5.0万人と推計</p>	<p>脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。 物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、「話す」「話を聞いて理解する」「読む」「書く」など言葉にかかわる機能が障害され、周囲とのコミュニケーションをとることが困難となる。</p>
<p>② 障害の程度 3級：27% 4級：12% 持っていない：21% 不明：40%</p> <p>※ 言語障害以外の障害により身体障害者手帳を取得している者の状況 1級：43% 2級：38% 3級：9% 4級：7% 5・6級：3%</p>	
<p>③ 年齢構成 30・40歳代：11% 50歳代：13% 60歳代：38% 70歳代：30%</p>	
<p>④ 男性年齢 20・30歳代：12% 40歳代：15% 50歳代：38% 60歳代：24% 70歳代：8%</p>	
<p>⑤ 情報入手・コミュニケーション方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯などを使うことができる：54% 家族との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：47% 身振り手振り：44% できない：5%） 家族以外との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：31% 身振り手振り：45% できない：18%） 以前はパソコンを使っていた者のうち、失語症になってから使えなくなった者：65% 	

出典：「失語症の人の生活のしづらさに関する調査」(特定非営利法人全国失語症協議会)

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

<p>常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</p>
<p>障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</p>
<p>障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方</p>
<p>手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</p>
<p>精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方</p>

※上記の検討に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

附 則（平成28年六月二七日法律第一号） 抄

（趣旨）
第三條 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一号の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第四十三号）の附則（平成十七年法律第四十三号）第三條第一項第一号の二に規定する基本理念を踏襲し、精神の障害を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者等の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含む支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

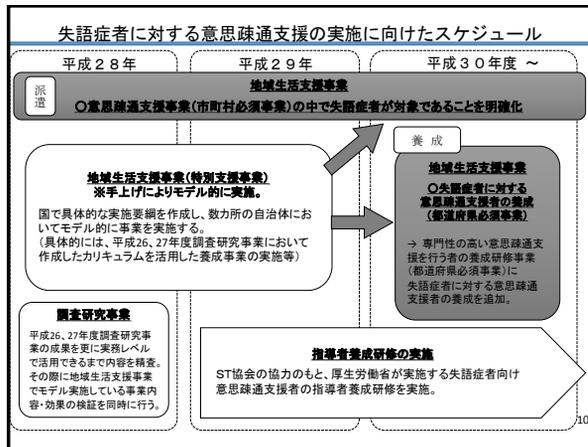
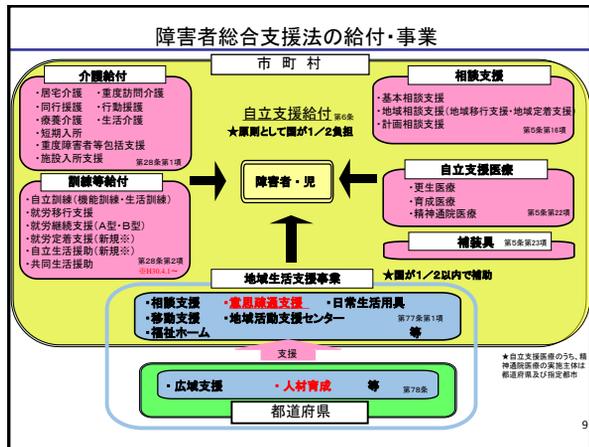
第二 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

論点の整理(案)

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

- V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について**
- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
 - 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。
- VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について**
- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。
 - 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。
 - 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
 - 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
 - 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。
- VII 精神障害者に対する支援の在り方について**
- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
 - 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
 - 総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

- (1) 現状・課題 (社会保障審議会障害者部会 報告書【抜粋】)
6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について
- 意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。
 - (計画的な人材養成とサービス提供等)
 - 地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自治体において意思疎通支援事業の現状(利用回数、利用回数・時間数)に関する調査を行い、留意しつつ、必要な意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供するサービス量の目標を設定すべきである。
 - 専任職について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門分野への対応を図るため、手話通訳士、聴覚・言語療法士、盲ろう・失語者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成を強化すべきである。その際、障害特性に応じた多様な意思疎通の手法があらゆる人に活用されるべきである。
 - 小規模な市町村で事業実施が困難・不十分な場合に、都道府県や近隣市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべきである。
 - 給付時に自治体が意思疎通支援を提供する体制について、平時からの取組を強化すべきである。
 - (地域生活支援事業等の活用)
 - 地域生活支援事業等において、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害の当事者や意思疎通支援の提供・派遣に関する事業の対称であることを明確化すべきである。また、情報通信技術の活用等を通じた効率的・効率的な支援の提供を工夫すべきである。
 - (支援機器の活用促進等)
 - 意思疎通支援に係る支援機器について、障害特性に応じた支援が可能となるよう、引き続き美用化に同じく開発支援を進めるべきである。



基本的支援内容

- 外出支援**
 - 外出に同行し、他者とのコミュニケーションを援助する
- 交通機関利用援助**
 - 目的地に向かうために駅・バス停などを利用する場合、路線図や表示板などを読んで理解することを援助する
- 会・会議での内容理解援助**
 - 会議などに出席する場合に周囲で話されていることを分かりやすく失語症のある方に伝達する。意見のある時は伝えやすいように援助する
- 同病者とのコミュニケーションの援助**
 - 失語症者の会などに同行し、コミュニケーションを援助する
- 公共施設の利用援助**
 - 銀行・役所・郵便局などに同行して手続きなどの援助を行う
- 買い物・娯楽施設などの利用援助**
 - 購入に関する援助・受付や利用システムの利用などを援助する

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム

目標

【必修科目】

- 養成目標** 失語症者の日常生活や支援の在り方を理解し、1対1のコミュニケーションを行うための技術を身につける。さらに、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。
- 到達目標** 失語症者との1対1の会話を行えるようになり、買い物・役所での手続き等の日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行えるようになる。

【選択科目】

- 養成目標** 多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動補助技術を身につける。
- 到達目標** 電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。

必修科目 (40時間：講義12時間、実習28時間)					
形態	教科名	時間数	目的 (学習の目標)	内容	講義担当職種別
講義	失語症概論	2	失語症の原因、症状、コミュニケーション方法の種類、生活様式を知り、失語症に関する基礎知識を会得する。	・原因、症状、タイプ ・聴覚の障害との関係 ・日常生活、社会生活への影響 ・心理的側面への考慮 ・発話のリエザレーションの概要 ・コミュニケーション方法 ・地域生活の状況	言語聴覚士
講義	失語症のある人の日常生活とニーズ	1	失語症者の日常生活における難と、支援ニーズを、具体的に理解する。	・失語症者による体験談 ・失語症者の生活様式、職業生活 ・日常生活における困難 ・必要としている支援 ・自治体の実例 (失語症者でも、サポートが容易な自治体があることを理解してもらう)	失語症者 失語症者の家族 言語聴覚士
講義	意思疎通支援者とは何か	0.5	失語症者の抱える困難や支援ニーズを踏まえ、意思疎通支援者の役割と支援内容を理解する。	・他人支援とは何か ・意思疎通支援者の役割 ・基本的支援内容	言語聴覚士
講義	意思疎通支援者の心構えと倫理	0.5	意思疎通支援者としての失語症者への関わり方を理解する。	・心構えと倫理 (尊厳性、自己決定の尊重) ・適切なコミュニケーション形態 (声帯、具等) ・守秘義務	言語聴覚士
講義	コミュニケーション支援技法Ⅰ	4	失語症者とコミュニケーションを取るための必要な、基本的な会話技術を理解する。	・一対一の会話場面を想定し、以下のような聴覚障害者に必要な技術 (会話7種の対向性技法) を理解・習得する。 ・理解面を補う会話技術 ・発話面を補う会話技術 ・場の空気を感じ取る会話技術 ・返答の意図を表現する技術 ・聴覚の聴覚によるコミュニケーションの実践 ※会話セッションのような場での実習を想定	言語聴覚士
実習	コミュニケーション支援実習Ⅰ	18	失語症者とコミュニケーションを取るための必要な、基本的な会話技術を実習する。	・一対一の会話場面を想定し、以下のような聴覚障害者に必要な技術 (会話7種の対向性技法) を理解・習得する。 ・理解面を補う会話技術 ・発話面を補う会話技術 ・場の空気を感じ取る会話技術 ・返答の意図を表現する技術 ・聴覚の聴覚によるコミュニケーションの実践 ※会話セッションのような場での実習を想定	言語聴覚士

講義	外出同行支援	1	失語症者が外出先で困難を感じる場面を具体的に想定し、意思疎通を促進するための技術を理解する。		言語聴覚士
実習	外出同行支援実習	8	外出時の基本的な意思疎通支援技術を習得する。		言語聴覚士
講義	派遣事業と意思疎通支援者の業務	1	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の運用の仕組みやルールを理解する。	・事業の概要 ・依頼から派遣までの流れ ・トラブル発生時の対応等	行政職員 有識者 言語聴覚士
講義	身体介助の方法	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を理解する。	・外出時に必要な、身体介助 (特に片麻痺の方向け) と声の掛け方	理学療法士 作業療法士
実習	身体介助実習	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を習得する。	・階段昇降、椅子からの立ち上がり、装具や衣服の着脱、食事や排泄時の介助法等	理学療法士 作業療法士

選択科目 (40時間：講義8時間、実習32時間)					
形態	教科名	時間数	目的 (学習の目標)	内容	講義担当職種別
講義	失語症と合併しやすくなる障害について	1	失語症以外の障害を併せ持つ失語症者の生活における課題と、その支援方法を理解する。	・他の障害 (高次脳機能障害等) の併発状況 ・原因疾病や合併病に対する治療の実例 ・併発や複発などの治療的状況 ・他の障害を併せ持つ失語症者への支援方法	言語聴覚士
講義	福祉制度概論	1	失語症者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会環境の状況を理解する。	・障害者総合支援法の仕組み ・意思疎通支援者派遣事業について ・障害福祉サービス、障害者福祉制度、介護保険制度について ・地域の社会環境の状況	行政職員 有識者 言語聴覚士
講義	コミュニケーション方法の選択法	2	失語症者の会話能力を把握し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を理解する。	・音声、文字、絵、身振り、表情の理解が可能か。 ・音声、文字、絵、身振り、表情の伝達が可能か。	言語聴覚士
実習	コミュニケーション方法の選択法	10	失語症者の会話能力を把握し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を理解する。	・返答できる質問形式は何か。 ・会話中に、自分のミスに気づくことができるか 等 ※会話セッションのような場での実習を想定	言語聴覚士
講義	コミュニケーション支援技法Ⅱ	4	応用的な会話技術を理解する。	・聴覚の交流場面や個人宅訪問時を想定し、以下の技術を理解・習得する。 ・理解面を補う会話技術 ・発話面を補う会話技術 ・場の空気を察知する会話技術 ・適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話セッションのような場での実習を想定	言語聴覚士
実習	コミュニケーション支援実習Ⅱ	22	応用的な会話技術を習得する。	・聴覚の交流場面や個人宅訪問時を想定し、以下の技術を理解・習得する。 ・理解面を補う会話技術 ・発話面を補う会話技術 ・場の空気を察知する会話技術 ・適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話セッションのような場での実習を想定	言語聴覚士